第二十三条の五を削る。

第二十三条の六を第二十三条の三とし、第二十三条の七を第二十三条の四とし、第二十三条の八を第二十三条の五とする。

第二十五条第三号中「第十六条の二」を「第十七条」に改め、同条第四号中「第十七条第一項又は第二項（これらの規定を」を「第十八条第一項（」に改め、「厚生労働大臣」を削り、同条第五号中「第十七条第一項又は第二項（これらの規定を」を「第十八条第一項（」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第十一条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第五章　罰則（第三十三条）
附則」に改める。

第二十七条中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市町村長は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

本則に次の一章を加える。

第五章　罰則

第三十三条　正当な理由がなく、第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

（老人福祉法の一部改正）

第十二条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者

二　第十条の四第一項又は第十一条の規定による措置を受けた老人又はその扶養義務者であつて、正当な理由がなく、第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

（介護保険法の一部改正）

第十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の三十八第二項中「又は当該都道府県の」を「若しくは当該都道府県の」に、「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「は、当該介護支援専門員」を「、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者」に改める。

第六十九条の三十九第三項第三号中「行った」を「行い、情状が特に重い」に改める。

第三章　経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第十四条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び都道府県知事」を削る。

第四章　国土交通省関係

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第十五条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二を削る。

第五十三条の見出し中「申込み等」を「申請等」に改め、同条中「土地鑑定委員会又は」、「第十二条の二、」及び「申込み」を削り、「申込み等」を「申請等」に改める。

第五十五条中「第十二条の二、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定　公布の日

二　第三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定に限る。）、第四条（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

三　第十五条の規定並びに附則第十四条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の項の改正規定に限る。）及び第十五条の規定　平成三十一年一月一日

四　第二条、第三条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四条（子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成三十一年四月一日

五　第十条の規定並びに附則第八条及び第十四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定　三十二年四月一日

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「旧認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けている施設（中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下この条において同じ。）が設置するものに限る。）については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において当該中核市の長が第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「新認定こども園法」という。）第三条第十一項の規定による公示をしたものとみなす。この場合においては、同条第十二項の規定は、適用しない。

2　附則第十一条第一項の規定により中核市の長がした新認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定とみなされた附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に都道府県知事がした旧認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定については、新認定こども園法第三条第十項の規定は、適用しない。

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の子ども・子育て支援法（以下この条において「旧支援法」という。）第三十一条第三項（旧支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「新支援法」という。）第三十一条第三項（新支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定によりされた届出とみなす。